

令和6年 神奈川県議会 防災警察常任委員会にて

■ 警察本部関係について
■ くらし安全防災局関係について
意見発表
いたしました。

◆小野寺慎一郎委員

私は、公明党神奈川県議団といたしまして、当常任委員会における質疑を踏まえ、意見、要望を申し上げます。

初めに、警察本部関係について申し上げます。

まず、可搬式速度違反自動取締装置についてです。

導入以来、間もなく6年が経過する中で、運用回数も増加しているとのことがありました。運用については、様々工夫を凝らしていることが分かりましたけれども、県警として、保有台数が4台というのは、いかにも少ないのでないかというふうに考えています。生活道路における速度取締りを求める県民の願いに応えるためにも、可能な限り早期に、装置の増設を図っていただくことを要望いたします。

次に、第二種免許における学科試験の外国語対応について申し上げます。

輸送業界の人手不足が深刻化する中で、警察庁では、旅客運送に必要な第二種免許について、外国語による学科試験を推進していくというふうにしています。県警としては、まず英語による試験を、6月をめどに実施し、その後、中国語、ポルトガル語、ベトナム語に拡大を図るとしておりますが、ぜひ社会の需要を踏まえながら、積極的に取り組んでいただくことを要望いたします。

また、この取組によって、技能試験の需要もこれまで以上に高まる可能性がございます。普通二種免許については、これまでも度々指摘をさせていただいておりますが、技能試験が不合格になると、次の試験が一月先になってしまふという現状もありますので、そういう状況を早急に改善をしていただくことを要望いたします。

次に、安否確認の対応について申し上げます。

本県を含む都市部では、単身高齢者の激増等によって、近隣住民等から安否確認を求める通報を受ける機会も多くなっているというふうに思われます。緊急性が認められるにもかかわらず、家族など関係者と連絡が取れない場合、住家等に立ち入る場合、合理的に必要と判断される限度において、他人の土地、建物等に立ち入ることができるという警察官職務執行法第6条が根拠となるわけですけれども、しかし、現場に駆けつけた警察官に合理性を判断したり、建物の一部を壊して立ち入ることを決断することが困難な状況も想定されます。警察におかれましては、日頃から様々な状況を想定した準備を怠らぬよう、引

き続きの御努力を、お願いをしたいというふうに思います。

次に、信号機の設置されていない横断歩道の安全確保など、歩行者保護について何点か申し上げたいというふうに思います。

摩耗している横断歩道の補修については、かなりのハイペースで進んでいるということで、評価をさせていただきたいと思います。また、信号機のない横断歩道では、夜間に事故の危険性が高まると考えられることから、夜間照明等の設備を充実させるよう、道路管理者との協議を積極的に進めていただくことを要望いたします。

また、質疑の中でも申し上げましたが、歩行者保護を規定する道路交通法第38条の周知を図るということも重要であるというふうに考えています。

また、先頃の閣議決定で、改めて原付バイクというふうに規定されたモペット、これはモペットというふうに報道もされていますが、これ実は御存じのように、モーターのMOとペダルのP E Dを合わせてモペットですので、念のため申し上げておきます。これ現状は、自転車のふりをして堂々と歩道を走行しているという、そんな状況が目に余るというふうに私は思っておりますけれども、特にモペットは、物によっては原付以上の性能を持っていることもありますので、しっかりと、この法律が成立した場合に、この部分は公布から6か月以内に施行されるというふうになっていますが、これ実は現状においても、これは現行法においてもこれは違法でありますので、しっかりと取締りをお願いしたいというふうに思います。

自転車が歩道を通行するという国は、どうもまれなんだそうですね。そういうことに加えて、日本の自転車事故は先進国中最悪と、これはもちろんインフラが駄目なわけですけれども、そうした状況の中で歩行者の安全を確保するために、取締りと交通安全教育ともにしっかりと取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、くらし安全防災局関係について何点か申し上げます。

初めに、災害時のトイレの備蓄についてです。

県内には約2万6,000基の仮設トイレなどがあり、令和6年度には携帯トイレの備蓄も約140万回程度になるということでありました。東日本大震災では、避難所に仮設トイレが行き渡るまで、66%の自治体において4日以上かかったという資料もございます。県としては、各家庭における携帯トイレの備蓄などについて、動画やS N Sも駆使して啓発を進めるというふうにしていますけれども、ぜひそれが県民の隅々にまで行き渡るように御努力をお願いしたいというふうに思います。

次に、被災者の再建支援についてです。

被災者間に不公平が生じないように、被災者生活再建支援法が適用されない市町村の被災者にも同等の支援が及ぶように、県としての被災者生活支援制度を充実させるよう要望いたします。

次に、県民の安全・安心に関する効果的な広報啓発について申し上げます。

昨年、県が行った特殊詐欺被害防止の絵本の公募は、応募者の年齢層が多岐にわたるなど、多くの県民に当事者意識を持ってもらうために有効な取組であったというふうに思います。昨年の本委員会では、県警察に対し、高校生等が

犯罪に手を染めることを防止するための動画を、広く高校生から公募してはどうかというふうな提案もさせていただきました。公募そのものに意識啓発の意義があるというふうに考えております。幅広く、また例えば、プロを志す学生等を巻き込めば、質の高い作品が寄せられる可能性も高まります。今後、自転車のヘルメットのデザインを募集するという話もありましたけれども、ぜひ防犯、交通事故防止両面で積極的に活用していただくように要望を申し上げます。

以上、意見、要望を申し上げまして、当常任委員会に付託された諸議案に賛成を表明し、意見発表といたします。以上です。